

別表第 1（第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 1 2 条関係）

区分	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）で、原則として 1 8 歳以上のもの	原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	1 5 4, 0 0 0 円	8 年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級の者及び知的障害の程度が最重度又は重度である者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）で、原則として 3 歳以上のもの	じよくそう 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	2 0, 1 6 0 円	5 年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）で、原則として学齢児以上のもの	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介助者が容易に使用できるもの	6 7, 0 0 0 円	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者（入浴をするのに家族等の介助を要する者に限る。）で、原則として 3	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	8 4, 8 0 0 円	5 年

		歳以上のもの			
体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（着衣の交換等をするのに家族等の介助を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上のもの	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000円	5年	
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	介助者が対象者を移動させるのに容易に使用できるもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	159,000円	4年	
訓練椅子（障害児のみ）	下肢又は体幹機能障害２級以上の者で、原則として3歳以上のもの	座位保持を可能とする機能を有し、附属のテーブルを付けて食事の訓練ができるもの等	34,100円	5年	
エアーマット	下肢若しくは体幹機能障害１級の者又は下肢若しくは体幹機能障害２級で、かつ、上肢機能障害２級以上の者で、総合等級１級となるもの（常時介護を要するも	じょくそう 褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの	59,700円	8年	

		のに限る。)			
	訓練用 ベッド (障害 児の み)	下肢又は体幹機能 障害２級以上の者 (寝返りや起き上 がりが困難な者に 限る。)で、原則と して学齢児以上の もの	原則として対象 者の頭部及び脚 部の傾斜角度を 個別に調整でき る機能を有する もの	159,200円	8年
自立生 活支援 用具	入浴補 助用具	下肢又は体幹機能 障害を有し、入浴 に介助を要する3 歳以上の者	入浴時の移動、座 位保持、浴槽への 入水等を補助で き、対象者又は介 助者が容易に使用 できるもの(設置 に当たり住宅改修 を伴うものを除く。)	92,600円	8年
	便器	下肢又は体幹機能 障害２級以上の者 で、原則として学 齢児以上のもの	対象者が容易に 使用できるもの (取替えに当た り住宅改修を伴 うものは除く。)	(1) 手すり無 4,450円 (2) 手すり有 9,850円	8年
	T字 状・棒 状のつ え	平衡機能又は下肢 若しくは体幹機能 障害を有する者	歩行時に身体を 支え、安定させる ために用いられ るもの	(1) 木材製 2,400円 (2) 軽金属 3,300円 (一部夜光 剤付とした	5年

				場合は430円、全面夜光剤付とした場合は1,260円を基準額に加算するものとする。外装に白色又は黄色のラッカーを使用した場合は273円を基準額に加算するものとする。)	
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものであること。 (2) 転倒防	61,700円	8年	

			止、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具であること。		
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者のうち、脳性まひ、失調等により立位又は歩行が不安定であり、転倒の危険がある者又はてんかんの発作等により頻繁に転倒する重度知的障害者若しくは精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの（スポンジ及び革又はスポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作されたものに限る。）	（１） スポンジ及び革が主材料のもの １５，６５６円 （２） スポンジ、革及びプラスチックが主材料のもの ３６，７５０円	３年
	特殊便器	上肢機能障害２級以上の者（排便後の処理が困難な者の処理が困難な者として学齢児以上のもの	対象者又は介助者が容易に使用できるもので、温水温風を出すことができるもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	１５１，２００円	８年
	火災警報器	障害等級２級以上の身体障害を有する者、療育手帳の程度が重度若しくは最重度である者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外に警報ブザーで知らせ	１６，０００円	８年

		又は障害等級１級の精神障害を有する者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（単身世帯又はこれに準ずる世帯に属しているものに限る。）	ることができるもの		
		聴覚障害を有する者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（単身世帯又はこれに準ずる世帯に属しているものに限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知して信号を発し、火災警報器の信号が手元の受信器で分かるものの	52,800円	8年
	自動消火器	火災警報器の対象者と同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	29,600円	8年
	電磁調理器	視覚障害２級以上の者又は知的障害の程度が最重度又は重度の者で、原則として１８歳以上のもの（単身世帯又はこれに準ずる世帯に属してい	対象者が容易に使用できるもの	42,200円	6年

		るものに限る。)			
	歩行時間延長 信号機 用小型 送信機	視覚障害２級以上である者で、原則として学齢児以上のもの	対象者が容易に使用できるもの	7,000円	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害２級以上である者で、原則として18歳以上のもの（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に属しているものに限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	87,400円	10年
	環境制御装置	上肢、下肢又は体幹機能障害２級以上の者で、原則として18歳以上のもの	複数の家電製品等の日常生活用具のリモコンを1台で操作できる機能を有する機種で、対象者が容易に使用できるもの	70,000円	5年
	テーブルリフト	上肢、下肢又は体幹機能障害２級以上の者（車いすを常用する者に限る。)	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種で、対象者及びその介護者が容易に使用できるもの	200,000円	5年

	音声標識ガイド	視覚障害２級以上の者で、原則として１８歳以上のもの	歩行時間延長信号機用小型送信機と一体となつて使用できる受信機	２５，０００円	５年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上である者で、ＣＡＰＤ（自己連続携行式腹膜灌流法）による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５１，５００円	５年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上で必要と認められる者又は同程度の身体障害（医師の意見書等により必要と認められる者に限る。）を有する者	対象者又は介助者が容易に使用できるもの	３７，１００円	５年
	電気式たん吸引器	ネブライザーの対象者と同じ。	ネブライザーの性能と同じ。	５８，１００円	５年
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害３級以上の障害を有する者であつて、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	対象者又は介助者が容易に使用できるもの	１７，５００円	１０年
	盲人用体温計（音声	視覚障害２級以上である者で、原則として学齢児以上	対象者が容易に使用できるもの	９，０００円	５年

	式)	のもの（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属しているものに限る。）			
	盲人用体重計	視覚障害２級以上である者で、１８歳以上のもの（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属しているものに限る。）	対象者が容易に使用できるもの	１８，０００円	５年
	パルスオキシメータ	呼吸器機能障害又はこれと同程度の障害を有する者であって、呼吸管理上必要と認められるもの	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	４７，４００円	５年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害３級以上の者又は肢体不自由者４級以上であって、音声機能若しくは言語機能障害４級以上の者で、学齢児以上のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	９８，９００円	５年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級以上又は視覚障害２級以上の障害を有する者であつ	（ＯＳ音声化システム）パーソナルコンピュータのディスプレイ	４１，１００円	５年

		て、原則として学 齢児以上のもの (文字を書くこと が困難な者に限 る。)	に表示される文 字を音声に変換 し音声装置に出 力できるもの		
			(視覚障害者用 ワープロソフト) 音声ガイド、文字 拡大機能等視覚 障害者の利用に 配慮したもの	25,000 円	5年
		視覚障害者でパー ソナルコンピュー タのディスプレイ 装置による表示を 確認することが困 難なもの	(点字処理シス テム) パーソナル コンピュータへ の点字による文 字入力をキーボ ードから入力で きるもの	10,300 円	5年
			(スキャナ) 文 字、画像等を読み 取り、文字を認識 するソフト、画像 を拡大するソフ ト等に情報を出 力できるもの	15,500 円	5年
	パーソ ナルコ ンピュ ータ用 特殊入 力装置	パーソナルコンピ ュータ又はワード プロセッサの入力 操作が困難な身体 障害者	パーソナルコン ピュータ又はワ ードプロセッサ の入力操作が補 助でき、対象者が 容易に使用でき るもの	61,800 円	5年

	点字ディスプレイ	意思伝達が困難な視覚障害者（点字による意思伝達が可能な者に限る。）	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障害を有する者であって、原則として学齢児以上のもの	対象者が容易に使用できるもの（附属品としての点筆を含む。）	（１）真鍮製 10,100円 （２）プラスチック製 7,400円	標準型は7年、携帯型は5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害を有する者（就学若しくは就労をしているもの又は就労が見込まれるものに限る。）	対象者が容易に使用できるもの	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の障害を有する者であって、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンの知覚又は認識ができ、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生ができる製品であって、対象者が容易に使用できるもの	（１）録音可能 85,000円 （２）再生専用 35,000円	6年
	視覚障害者用活字文書読上	視覚障害2級以上の障害を有する者であって、原則として学齢児以上の	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した	99,800円	6年

	げ装置	もの	情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用できるもの		
	視覚障害者用拡大読書器・視覚障害者用音声読書器	視覚障害を有する者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された文字等の画像をモニターに映し出すことができるもの。音声読書器にあっては文字を音声で読み上げるもの	226,000円	8年
	盲人用時計	視覚障害2級以上の障害を有する者	対象者が容易に使用できるもの	(1) 触読式 12,000円 (2) 音声式 15,500円	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声機能若しくは言語機能障害を有する者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認めら	音声の代わりに、文字等によって通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの	73,100円	5年

		れる者で、原則として学齢児以上のもの			
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有する者であって、テレビの音声情報を受信することが困難なもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用できるもの	88,900円	6年
	人工喉頭	音声機能に障害を有する者であって、喉頭を摘出したもの	(1) 笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（附属品としての気管カニューレを含む。） (2) 電動式 あごの下部等にあてた電動板を	(1) 笛式 5,150円 (2) 電動式 72,203円	(1) 笛式 4年 (2) 電動式 5年

			駆動させ、経皮的に音源を口腔（こう）内に導き構音化するもの		
	人工鼻	音声機能に障害を有する者であって、喉頭を摘出した者	加温・加湿機能を有するものであって障害者が容易に使用し得るもの	（月額） 23,760円	
	携帯用会話補助装置専用大型キーボード	携帯用会話補助装置の対象者のうち、上肢機能障害2級以上のもので、原則として18歳以上のもの	携帯用会話補助装置に接続可能であって、足で入力できるようキーが大型化されたもの	68,000円	5年
	電動ページめくり装置	上肢機能障害2級以上の者で、原則として18歳以上のもの	電動により図書のページをめくる機種で、対象者が容易に使用できるもの	300,000円	5年
	点字電子手帳	視覚障害を有する者で、意思伝達が困難なもの（点字による意思伝達が可能なものに限る。）	持ち運びが容易で、外出先での情報の入出力が可能であり、点字編集機能をもつもの	250,000円	5年
	ワンセグ放送受信機	視覚障害を有する者であって、本装置により地上波ワンセグ放送及び緊急警報放送の聞き	地上波ワンセグ放送及びラジオ放送の受信が可能でチャンネル読み上げ機能、緊	26,000円	6年

		とりが可能になる、原則として学齢児以上のもの	急警報放送起動機能を備えるもの		
	点字図書	視覚障害を有する者で、主に情報の入手を点字により行っているもの	点字により作成された図書	点字図書出版施設が販売する価格	年度毎に6タイトル又は24巻を限度とする。 (ただし、辞書等で一括して購入しなければならないものは、この限りでない。)
	療育支援用具	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者であって、用具の使用により療育の効果が見込まれるもの	言語訓練、手先訓練、数的訓練、認知訓練、コミュニケーション訓練等が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	30,000円	1年
排泄管理支援用具	ストマ装具	ぼうこう機能又は直腸機能に障害を有する者であって、ストマを造設したもの（在宅以外の者でも所長が	人工 ^{こう} 肛門又は人工ぼうこうの造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋、ストマ用品（皮膚保護ペースト、皮	(月額) (1) 蓄便袋 8,858円 (2) 蓄尿袋 11,6	一（洗腸用具は6月）

	必要と認めたときは、支給することができる。)	皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、コンベックス・インサート、フィルムドレッシング材・テープ材、皮膚被膜剤（スキンバリア）、粘着剥離剤（リムーバー）、皮膚清浄剤、ガーゼ、脱脂綿、消臭剤（粉末、錠剤、液体、シート等）、潤滑剤、凝固剤、ストマ用ベルト、ストマレッグバッグ（レッグバッグベルトも含む）、ナイト・ドレーナージバッグ、ストマ袋カバー、ストマ用ハサミ、フレンジカッター、ストマ用腹帯・サラシ・オストミーパンツ、入浴用補助具、おしりふき等）及び洗腸用具	39円 （3） 洗腸器具 17,200円	
紙おむ	治療によって軽快	紙おむつ（パット	（月額）	—

	つ	の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者、先天性疾患（先天性鎖肛こうを除く。）に起因する神経障害による高度の排尿・排便機能障害のある者、先天性鎖肛こうに対する肛門形成術こうに起因する高度の排便機能障害のある者、脳性まひ等の脳原性運動機能障害により、排尿又は排便の意思表示が困難な者又は医師の意見書により紙おむつが必要と認められる者。ただし、原則として3歳以上の者	タイプを含む）、おしりふき、サラン、ガーゼ等の衛生用品	12,000円	
	収尿器	高度の排尿機能障害を有する者（在宅以外の者でも所長が必要と認めたときは、支給する	せき 脊髄の損傷等により排尿障害のある場合に使用されるもの	7,700円	6月

		ことができる。)			
	排せつ 予測支 援機器	下肢又は体幹機能 障害３級以上の者 又はぼうこう機能 障害を有する者及 び知的障害の程度 が最重度又は重度 である者で、原則 として学齢児以上 のもの	ぼうこう内の状 態を感知し、尿量 を推定するもの であって、排尿の 機会を本人また は介護を行う者 に通知するもの	(１) 本体 99,000円 (２) シー ト等の消耗 品 3,080円	(１) 本 体 ５年 (２) シ ート等の 消耗品 2月